

整理番号	財産管理課44
現況	未利用
貸付先	該当なし
月額賃料	該当なし
今後の見込み	引き続き処分等の有効活用を検討していく。
修繕等	該当なし
利用状況 (H21 年度)	未利用
利用状況 (H20 年度)	未利用

<経緯>

職員公舎敷地のために購入・新築したが、現在は未利用である。土地が2筆あり、うち1筆には建物が現存する。

<意見>

福島市役所に近い市の中心部に所在する土地であり、評価額も56百万円あることから、早期処分を図るべきであると考えます。なお、建物については売却の障害になるのであれば撤去すべきである。

## ②財産管理課所管以外

財産管理課以外が所管する普通財産のうち、実態調査を行った結果、指摘又は意見がある物件を以下のとおり記載する。

なお、記載の順序は普通財産、行政財産それぞれについて、福島県行政機構図の部局の配列によっているものであり、問題の重要度との関連はない。また、各物件の表中の土地、建物等の面積及び価額は平成22年3月31日現在の数値である。

整理番号	普通財産 A2-1		
財産管理者	県南地方振興局		
財産名	旧棚倉町古町管理職公舎		
所在地	東白川郡棚倉町大字棚倉字古町 56-2		
取得年月日	土地 該当なし	建物	昭和43年3月30日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地 該当なし	建物 78.30 m <sup>2</sup> 989,700 円	2 件 工作物 35,700 円
当初保有 目的	建物は職員公舎として使用するため建築。 土地は個人からの借受け。		

整理番号	普通財産 A2-1
現況	建物は老朽化が進んでおり、平成 17 年度以降 4 年間入居者がなく、以後、入居希望が見込まれなかったため、平成 21 年 3 月 31 日、一般用普通財産へ区分換え 今後利用する見込みもなく、防火防犯上の観点からも問題があることから、取り壊すこととしていたが、予算措置が行われたため、平成 22 年度取壊しに向けて現在手続中
貸付先	該当なし
月額賃料	該当なし
今後の見込み	平成 22 年度中に取壊し予定
修繕等	該当なし
利用状況 (H21 年度)	利用なし
利用状況 (H20 年度)	利用なし
コメント	年間借受料 75,339 円

< 経緯 >

建物は老朽化が進んでおり、平成 17 年度以降 4 年間入居者がなく、以後、入居希望が見込まれなかったため、平成 21 年 3 月 31 日、一般用普通財産へ区分換えしたものである。

今後利用する見込みもなく、防火防犯上の観点からも問題があることから、平成 22 年度取壊しに向けて現在手続中である。

< 意見 >

建物は築 40 年が経過しており老朽化が著しい状態であり、防犯上の問題もあるため、建物を早急に取り壊して土地を返却し、個人との間の土地の借受契約を終了すべきである。

整理番号	普通財産 A2-2		
財産管理者	県南地方振興局		
財産名	旧羅漢前公舎 A 号棟		
所在地	白河市大羅漢前 179-2		
取得年月日	土地 昭和 46 年 4 月 2 日(管財課から所管換え)	建物	昭和 46 年 12 月 4 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地 650.00 m <sup>2</sup> 12,403,200 円	建物 645.78 m <sup>2</sup> 42,411,600 円	工作物 該当なし
当初保有 目的	職員公舎として利用するために建築		
現況	老朽化のために改修を行わなければ利用できない状況。管内職員公舎への入居希望者の減少、今後入居希望者が大きく増加する見込みもない。多額の改修費用による維持は適当ではないため、平成 20 年 3 月 31 日付で一般普通財産へ区分換え		
貸付先	該当なし		

整理番号	普通財産 A2-2
月額賃料	該当なし
今後の見込み	建物を書庫に転用する予定。書庫の面積不足と耐震診断の実施が必要
修繕等	住居利用の場合には修繕費用総額約 21,900 千円、書庫利用の場合には耐震診断による耐荷重性の確認
利用状況 (H21 年度)	利用なし
利用状況 (H20 年度)	利用なし
コメント	書庫として利用している旧しらゆり寮の代替え書庫として使用提供の見込み。ただし、旧しらゆり寮売却の見込みは低い。



#### <経緯>

建物は昭和 46 年職員公舎として建設したものであり、老朽化により改修を行わなければ利用できない状態である。管内職員公舎への入居希望者が減少し、今後入居希望者が大きく増加する見込みもないことから一般普通財産へ区分換えしたものである。

#### <意見>

建物は築 40 年が経過しており老朽化が著しい状態であるが、使用継続する見込みもあることから、耐震診断を受けて必要であれば改修等の適切な措置を図るべきである。

整理番号	普通財産 A5、普通財産 B2		
財産管理者	保健福祉総務課		
財産名	旧矢吹更生寮		
所在地	西白河郡矢吹町滝八幡 105-5		
取得年月日	土地	昭和 42 年 3 月 10 日	建物 昭和 43 年 12 月 12 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	20,347.00 m <sup>2</sup> 128,023,300 円	建物 129.60 m <sup>2</sup> 3,296,100 円 工作物 該当なし
当初保有 目的	土地は、精神薄弱者更生施設・矢吹更生寮敷地として取得。 建物は矢吹更生寮作業舎として新築。		
現況	知的障害者更生施設・矢吹更生寮は老朽化のため平成 6 年に矢吹町内に移転し、現存する作業舎以外の建物は解体した。移転後は現在まで遊休となっている。		
貸付先	①矢吹町(水道管敷) ②東北電力(株)白河営業所(電柱敷)		
月額賃料	①8,760 円 ②45 円		
今後の見込み	土地売却に向け、平成 22 年度中に作業舎の解体工事を行う。		
修繕等	該当なし		
利用状況 (H21 年度)	該当なし		
利用状況 (H20 年度)	該当なし		
コメント	該当なし		

#### <経緯>

土地は精神薄弱者更生施設・矢吹更生寮敷地として取得したものであり、建物は矢吹更生寮作業舎として新築。知的障害者更生施設・矢吹更生寮は老朽化のため平成 6 年に矢吹町内に移転し、現存する作業舎以外の建物は解体した。移転後は現在まで遊休となっている。

#### <意見>

平成 22 年度中に作業舎の解体工事を行うとのことだが、当該地は矢吹更生寮の移転後既に 17 年を経過しており、評価額も 128 百万円と金額的重要性も高いことから、解体後は早期売却を図るべきである。

整理番号	普通財産 A7		
財産管理者	保健福祉総務課		
財産名	太陽の国さつき荘		
所在地	西白河郡西郷村大字真船字芝原 341-6		
取得年月日	土地	該当なし	建物 該当なし

整理番号	普通財産 A7		
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地 該当なし	建物 該当なし	工作物 13 件 6,972,500 円
当初保有 目的	該当なし		
現況	該当なし		
貸付先	該当なし		
月額賃料	該当なし		
今後の見込み	該当なし		
修繕等	該当なし		
利用状況 (H21 年度)	該当なし		
利用状況 (H20 年度)	該当なし		
コメント	平成 20 年 4 月 1 日社会福祉法人福島県社会福祉事業団譲与済み。		

<経緯>

既に平成 20 年 4 月 1 日社会福祉法人福島県社会福祉事業団に譲与済みだが、公有財産台帳における処理が洩れていたもの。工作物の内容は電気・給排水設備、舗装・外構設備等である。

<指摘>

社会福祉法人福島県社会福祉事業団への譲与から既に 2 年以上経過しており、公有財産台帳の管理が不十分であることを示すものである。今後はこのような処理洩れがないよう、特に譲与や用途変更などが行われた時には、十分留意すべきである。

整理番号	普通財産 A10		
財産管理者	保健福祉総務課		
財産名	旧いわき光風学園		
所在地	いわき市平馬目崎 52		
取得年月日	土地 昭和 60 年 4 月 1 日(教育庁から所管換え)	建物	昭和 35 年 3 月 31 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地 1,614.10 m <sup>2</sup> 25,837,500 円	建物 710.44 m <sup>2</sup> 14,288,400 円	工作物 12 件 2,739,400 円
当初保有 目的	建物は昭和 35 年ろうあ児施設・いわき光風学園として新築。 土地は聳学校平分校敷地の一部を昭和 60 年に所管換え。		
現況	障害者自立支援法に基づく児童デイサービス及び相談支援事業を運営する特定非営利活動法人母子通園センターに貸付け。		
貸付先	①特定非営利活動法人母子通園センター ②東北電力㈱いわき営業所(電柱敷)		

整理番号	普通財産 A10
月額賃料	①50,000 円 ②250 円
今後の見込み	当面は特定非営利活動法人母子通園センターへの貸付けを継続するが、貸付料の段階的な引き上げや、中長期的には移転、買取り等を検討するよう申入れを行っていく。
修繕等	老朽化により補修等の必要がある。(過去 3 年の修繕費用平均 332,880 円) 建物の雨漏りに対する屋根の大規模修繕が必要であり、概算で 200 万円程度要する見込み。
利用状況 (H21 年度)	児童デイサービス利用者数: 1,688 名 相談支援事業相談件数: 154 件
利用状況 (H20 年度)	児童デイサービス利用者数: 2,151 名 相談支援事業相談件数: 131 件
コメント	構築物は土地従物として物干場、舗床、物置等。 建物従物として浄化槽、配水設備等。

#### <経緯>

建物は昭和 35 年ろうあ児施設・いわき光風学園として建設したものであり、土地は聾<sup>ろう</sup>学校平分校敷地の一部を昭和 60 年に所管換えしたものである。現在は障害者自立支援法に基づく児童デイサービス及び相談支援事業を運営する特定非営利活動法人母子通園センターに貸し付けている。

#### <意見>

建物は築 50 年が経過しており老朽化が著しい状態であり、近く雨漏りに対する 200 万円程度の大規模修繕が必要とされている。県としては使用予定がないのであれば売却処分が優先されるべきであると考え。ただし、現利用者の事業が公的事业であるため、今後の処分等については、公有財産としての有効な利活用を図ることを目的として決定することが望ましい。

整理番号	普通財産 A15			
財産管理者	商工労働総室商工総務課			
財産名	福島県商工労働部大町施設			
所在地	福島市大町 50-1			
取得年月日	土地	昭和 36 年 5 月 11 日	建物	平成 15 年 10 月 2 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	940.65 m <sup>2</sup> 131,109,700 円	建物	4,214.08 m <sup>2</sup> 131,913,600 円
当初保有目的	16 件 工作物 120,634,200 円			
当初保有目的	福島駅西口のコラッセふくしまの開館に伴い、入居者の大半が移転した施設を活用して、中心市街地における賑 <sup>にぎ</sup> わい創出を図ろうとするものである。 土地はもともと県有地であったが、建物は(社)福島県商工会館から県に、平成 15 年 9 月に無償譲渡されたものである。県では、平成 15 年～16 年にかけて大規模改修を行い、新たな入居者を募ったうえで平成 16 年 10 月 1 日にリニューアルオープンしたものである。			
現況	各フロアに中心市街地の賑 <sup>にぎ</sup> わいを創出するテナントが入居中(B1F: 精華苑、1F: 福島市(チャレンジショップ)・日本赤十字社福島県支部、2F: NHK 文化センター、3F: 福島市(市民活動サポートセンター)、4F: (社)福島県銀行協会・福島経営者協会)			

整理番号	普通財産 A15
貸付先	①精華商事株式会社(B1F) ②福島市(チャレンジショップ、1F) ③日本赤十字社福島県支部(1F) ④NHK 文化センター(2F) ⑤福島市(市民活動サポートセンター、3F) ⑥(社)福島県銀行協会(4F) ⑦福島経営者協会(4F)
月額賃料	①560,572 円(年 6,726,864 円) ②無償 ③無償 ④388,408 円(年 4,660,896 円) ⑤無償 ⑥293,481 円(年 3,521,772 円) ⑦76,431 円(年 917,172 円)
今後の見込み	現入居者については、今後も入居継続の見込み。
修繕等	平成 22 年度に排煙設備等設置工事(13 百万円程度)を実施。 その他の修繕等については、必要に応じてその都度対応していく。
利用状況 (H21 年度)	上記記載のとおり、各フロアに貸付けを実施している。 なお、4F に一部賃貸不能なスペースがある。
利用状況 (H20 年度)	上記記載のとおり、各フロアに貸付けを実施している。 なお、4F に一部賃貸不能なスペースがある。
コメント	工作物は、衛生設備、空調設備、昇降機設備、電気設備等

#### <経緯>

福島駅西口のコラッセふくしまの開館に伴い、入居者の大半が移転した施設を活用して、テナントを入居させている。土地はもともと県有地であったが、建物は平成 15 年 9 月に(社)福島県商工会館から県に無償譲渡されたものである。

#### <意見>

4 階北東部にフロアの半分程度 (243 m<sup>2</sup>) の改修 (約 20 百万円) をしなければ賃貸不能なスペースがあるが、有効活用に関する十分な検討が行われていない。県有財産の利活用を図るために空室部分について十分な検討を行うべきである。

整理番号	普通財産 A17			
財産管理者	商工総務課			
財産名	会津若松公共職業安定所			
所在地	会津若松市西栄町 246			
取得年月日	土地	昭和 49 年 12 月 4 日	建物	昭和 49 年 3 月 23 日

整理番号	普通財産 A17		
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地 307.70 m <sup>2</sup> 20,592,500 円	建物 71.50 m <sup>2</sup> 2,558,000 円	工作物 3 件 589,800 円
当初保有 目的	土地については昭和 49 年 12 月 4 日に管財課より所管換え。 会津若松公共職業安定所敷地、建物の一部として所有(所有当時公共職業安定所は、機関委任事務として知事の指揮命令の下運営されていた)		
現況	会津若松職業安定所敷地及び建物として貸付けを行っている。		
貸付先	福島労働局長		
月額賃料	土地:年 823,700 円(平成 21 年度:890,580 円)、建物:年 246,355 円(平成 21 年度:267,355 円)		
今後の見込み	今後も保有し、貸付けを継続していく。		
修繕等	該当なし		
利用状況 (H21 年度)	新規求職数: 13,943 人 新規求人数: 10,497 人		
利用状況 (H20 年度)	新規求職数: 13,140 人 新規求人数: 10,926 人		
コメント	工作物は、下水設備、電気設備、給水設備		

#### <経緯>

土地は昭和 49 年 12 月に管財課より所管換えしたものであり、会津若松公共職業安定所の敷地として所有、建物は同職業安定所として使用していた。平成 12 年の機関委任事務廃止後は、土地所有権及び建物共有持分権について、会津若松公共職業安定所敷地及び建物として貸付けを行っている。

#### <指摘>

建物に関しては厚生労働省との共有財産であり、公有財産台帳による県の所有面積が 71.5 m<sup>2</sup>となっているが、登記上の共有持分(1 万分の 948)に基づく保有面積は 67.87 m<sup>2</sup>であり、台帳記載面積を修正する必要がある。今後はこのような差異が発生しないように適正なチェックを行うべきである。

#### <意見>

建物の共有持分相当は県として使用を続ける意味があるとは考えられず、使用者である国への売却処分が相当と考える。更に、底地に関しても県としての使用見込みがないのであれば売却を検討すべきと考える。

整理番号	普通財産 A18
財産管理者	商工総務課
財産名	会津若松公共職業安定所南会津出張所
所在地	南会津郡南会津町田島字行司 12



整理番号	普通財産 A18		
取得年月日	土地	該当なし	建物 昭和 51 年 12 月 24 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	該当なし	建物 17.30 m <sup>2</sup> 883,700 円 工作物 3 件 158,600 円
当初保有 目的	会津若松公共職業安定所南会津出張所建物の一部として所有(所有当時公共職業安定所は、機関 委任事務として知事の指揮命令の下運営されていた)		
現況	会津若松職業安定所南会津出張所建物の一部として貸付けを行っている。		
貸付先	福島労働局長		
月額賃料	建物:年 80,673 円(平成 21 年度:87,553 円)		
今後の見込み	今後も保有し、貸付けを継続していく。		
修繕等	該当なし		
利用状況 (H21 年度)	新規求職数:1,609 人 新規求人数:1,360 人		
利用状況 (H20 年度)	新規求職数:1,573 人 新規求人数:1,080 人		
コメント	工作物は、下水設備、電気設備、給水設備		

<経緯>

会津若松公共職業安定所の南会津出張所建物を共有していたものであり、現在は同出張所に貸付けを行っている。

<指摘>

建物に関しては厚生労働省との共有財産であり、公有財産台帳による県の所有面積が 17.3 m<sup>2</sup>となっているが、登記上の共有持分（1 万分の 363）に基づく保有面積は 14.97 m<sup>2</sup>となっており、台帳記載面積を修正する必要がある。今後はこのような差異が発生しないように適正なチェックを行うべきである。

<意見>

建物の共有持分相当及び工作物は県として使用を続ける意味があるとは考えられず、使用者である国への売却処分が相当と考える。

整理番号	普通財産 A22		
財産管理者	商工総務課		
財産名	ものづくり支援センター		
所在地	須賀川市並木町 153-1		
取得年月日	土地	平成 16 年 4 月 1 日	建物 平成 16 年 4 月 1 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	12,430.48 m <sup>2</sup> 414,473,300 円	建物 2,110.76 m <sup>2</sup> 92,093,500 円 工作物 64 件 31,756,600 円

整理番号	普通財産 A22
当初保有 目的	技能検定実施施設確保のため整備した。 当初、旧あさか開成高校須賀川分校として使用されていたが、当該施設を平成 16 年度に引き受けた。
現況	職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定(国家検定制度)の常設会場及び県民の職業能力開発や技能の向上のための各種講習会、研修会等の会場又は地域に開かれたコミュニティセンターとして福島県職業能力開発協会に貸付けし、使用している。
貸付先	①福島県職業能力開発協会 ②東北電力(株)須賀川営業所
月額賃料	①無償貸付け ②7,500 円/年
今後の見込み	職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定(国家検定制度)を実施するため、また県民の職業能力開発や技能の向上に寄与するため、現在の貸付契約を継続する。
修繕等	該当なし
利用状況 (H21 年度)	技能検定:1,267 人(63 回)、産業関係講習会:1,131 人(50 回)、会議等:858 人(24 回)、その他:765 人(30 回)
利用状況 (H20 年度)	技能検定:1,275 人(54 回)、産業関係講習会:1,606 人(56 回)、会議等:420 人(14 回)、その他:1,224 人(31 回)
コメント	工作物は、換気設備、給湯設備。



#### <経緯>

当初は旧あさか開成高校須賀川分校として使用されていたが、分校の閉鎖後の平成 16 年度に当該施設を引き受けた。職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定(国家検定制度)の常設会場及び県民の職業能力開発や技能の向上のための各種講習会、研修会等の会場又は地域に開かれたコミュニティセンターとして、福島県職業能力開発協会に貸し付けている。

#### <意見>

旧分校の施設全体を貸し付けているが、旧武道場は床の状態が悪く倉庫としても使用不可能な状態である。安全確保のためにも使用していない建物は早期に撤去すべきである。

整理番号	普通財産 A23、普通財産 B4		
財産管理者	農林総務課		
財産名	旧農業試験場本場		
所在地	郡山市富田町若宮前 20 外		
取得年月日	土地	平成 18 年 4 月 2 日	建物 該当なし
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	179,728.53 m <sup>2</sup> 1,573,117,600 円	建物 該当なし 工作物 11 件 48,462,800 円
当初保有 目的	農業試験場本場敷地のため購入したが、用途廃止により平成 18 年 4 月 2 日に管理替えした。		
現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 18 年 4 月 1 日農業試験場廃止により用途廃止。</li> <li>・飛び地部分(郡山市富田町稲川原地内)については、2 度一般競争入札を行ったが参加の申し込みはなかった。再度入札するかについては、財産管理課で検討中。</li> <li>・その他の部分については、平成 22 年 3 月に建物すべてと工作物の一部の取り壊しを行った。</li> <li>・敷地の一部で発見された地下埋設物(一般廃棄物)について、撤去作業中。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 20 年 11 月 1 日、旧農業試験場本場跡地有効活用プロジェクトチームを設置。</li> <li>・平成 21 年度業務委託により跡地周辺地区土地利用計画を作成。東側民有地の地権者及び跡地へ進出が想定される企業に対するアンケート調査を実施した。</li> </ul> <p>平成 22 年度は郡山市と跡地の有効活用について定期的(毎月)に協議中。</p>		
貸付先	該当なし		
月額賃料	該当なし		
今後の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下埋設物(一般廃棄物)の撤去について、平成 23 年度までに完了する予定。</li> <li>・跡地の有効活用について方向性を見いだすべく郡山市と定期的な協議を継続していく予定。</li> </ul>		
修繕等	該当なし		
利用状況 (H21 年度)	特に利用していない。		
利用状況 (H20 年度)	特に利用していない。		
コメント	<p>工作物、土留設備、用水路等</p> <p>飛び地部分は 3 分割して売却・入札したが買手がつかず、残地の埋蔵物は現在撤去中である。</p>		





<経緯>

農業試験場本場敷地として取得したが、平成 18 年 4 月に郡山市日和田に福島県農業総合センターが開設されたことに伴い農業試験場が廃止され、用途廃止となったものである。飛び地部分（郡山市富田町稲川原地内）については、2 度一般競争入札を行ったが参加の申込みはなかった。

その他の部分については、平成 22 年 3 月に建物すべてと工作物の一部の取壊しを行った。敷地の一部で発見された地下埋設物(一般廃棄物)について、撤去作業中。

平成 20 年 11 月 1 日に旧農業試験場本場跡地有効活用プロジェクトチームを設置し、平成 21 年度は業務委託により跡地周辺地区土地利用計画を作成し、東側民有地の地権者及び跡地へ進出が想定される企業に対するアンケート調査を実施した。平成 22 年度は郡山市と跡地の有効活用について定期的(毎月)に協議中である。

<意見>

現場は郡山駅から 3km 程度の場所であり、国道 4 号線の郡山バイパスや郡山インターチェンジにも近く位置しており、交通至便な土地である。現地調査を行ったところ、旧農業試験場本場跡地の建物は全て撤去されており、高低差はあるが 16.8ha の広大な土地が開けている。

また、上段の旧農地は養鶏分場（行政財産 A14 外）の 4.6ha の土地と隣接している。今回、監査人が現地を視察したところ、養鶏分場敷地内には利用されていない職員公舎があり、鶏舎も地鶏に特化したことから空いているものが多いため、養鶏分場用地を旧農業試験本場跡地とともに一体としての利活用を図ることも検討に値するものとする。

以上の状況から、飛び地部分（郡山市富田町稲川原地内）は引き続き早期売却を図るべきである。また、旧農業試験場本場跡地は有効な利活用が行われるように、引き続き郡山市との協議を進めていくことが望まれる。

整理番号	普通財産 A25、普通財産 B6		
財産管理者	農林総務課		
財産名	旧たばこ試験場		
所在地	田村市船引町船引字 67 外		
取得年月日	土地	平成 18 年 4 月 2 日	建物 平成 18 年 4 月 2 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	60,866.68 m <sup>2</sup> 218,626,000 円	建物 2,917.79 m <sup>2</sup> 56,357,500 円 工作物 42 件 12,674,000 円
当初保有 目的	たばこ試験施設として、福島県たばこ試験場整備拡充期成同盟会長より寄附受納。 建物は昭和 40 年代に建築したものである。		

整理番号	普通財産 A25、普通財産 B6
現況	平成 18 年 4 月 1 日、たばこ試験場廃止により用途廃止。 処分については、田村市と協議中。
貸付先	東日本電信電話株
月額賃料	11,550 円/年
今後の見込み	処分について、今後も田村市と協議を継続する。
修繕等	該当なし
利用状況 (H21 年度)	特に利用していない。
利用状況 (H20 年度)	特に利用していない。
コメント	工作物、給水設備、舗床等



#### <経緯>

土地はたばこ試験施設として寄附受納を受けたものであり、建物は昭和 40 年代に建築したが、前述の旧農業試験場本場跡地と同様、福島県農業総合センター開設に伴い平成 18 年 4 月にたばこ試験場が廃止され、用途廃止となった。

処分については田村市と協議中であり、引続き交渉を進めていく方針である。

#### <意見>

現地調査を行ったところ、使用廃止後 4 年経過していることから建物は使用できる状態ではなく、更地としての利用が現実的である。また、土地は国道から離れた高台の山間地にあり、地面にも起伏があることから民間への売却処分は困難と考えられる。

よって、田村市との交渉を進めるとともに、県有地としての利活用の可能性についても検討することが望ましい。

整理番号	普通財産 A26、普通財産 B7			
財産管理者	農林総務課			
財産名	旧梁川支場			
所在地	伊達市梁川町字北本町 21-1			
取得年月日	土地	平成 18 年 4 月 2 日	建物	平成 18 年 4 月 2 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	61,674.46 m <sup>2</sup> 752,568,900 円	建物	4,852.32 m <sup>2</sup> 153,319,300 円
			工作物	110 件 36,511,500 円

整理番号	普通財産 A26、普通財産 B7
当初保有目的	蚕業試験場敷地として梁川町より寄附受納。
現況	平成 18 年 4 月 1 日、農業試験場梁川支場廃止により用途廃止。 土地は伊達市との間で処分について協議中。農地部分の内一部は、国道 349 号バイパス用地として平成 21 年度に国に譲渡した。
貸付先	東日本電信電話(株)
月額賃料	65,640 円/年
今後の見込み	平成 22 年度中に残存している建物及び工作物の解体撤去を行う。 処分については今後も伊達市と協議を継続する。
修繕等	該当なし
利用状況 (H21 年度)	特に利用していない。
利用状況 (H20 年度)	特に利用していない。
コメント	工作物、給水設備、浄化槽設備等



#### <経緯>

梁川町より寄附受納した敷地に蚕業試験場(後に農業試験場梁川支場に組織及び名称を改正)を設置していたが、福島県農業総合センター開設に伴い平成 18 年 4 月に廃止され、用途廃止となった。土地については、宅地部分をはじめとして伊達市と処分について協議中である。農地部分の一部は、国道 349 号バイパス用地として平成 21 年度において国に譲渡済みである。

#### <意見>

現地調査を行ったところ、現在は宅地部分(2.2ha)に存在する建物及び工作物の解体撤去工事中であった。

宅地部分は南側が道路に面しており、土地の形状も良くアクセス道路も整備されていることから、伊達市への譲渡交渉を進めていくべきである。また、立地が良いことから、伊達市への譲渡が進まないのであれば入札による売却も考えられる。

一方、農地部分(3.9ha)は市街化調整区域である上、国道 349 号バイパスにより分断されたこともあり、宅地部分に比して処分には長期を要する可能性があるが、近隣工場等への売却を推進していくべきである。

整理番号	普通財産 A28、普通財産 B9		
財産管理者	農林総務課		
財産名	南湖県有地		
所在地	白河市鬼塚 118-1 外		
取得年月日	土地	昭和 32 年 10 月 29 日	建物 該当なし
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	46,414.85 m <sup>2</sup> 139,440,600 円	建物 該当なし 工作物 該当なし
当初保有 目的	農水省種羊場白河支場として寄附受納。		
現況	不法投棄及び住民からの苦情を受け、現在は県南農林事務所に予算を配分し、雑草作業を委託している。平成 21 年度に一部において、一般競争入札公告を行ったが、地区内に県指定の絶滅危惧種が生息している情報が寄せられ、平成 22 年度に財産管理課で調査することになったため、一般競争入札を中止した。なお、調査には 2、3 年が必要なため、当該期間中には売却が不可能である。		
貸付先	東日本電信電話株式会社福島支店		
月額賃料	16,140 円/年		
今後の見込み	調査により絶滅危惧種が確認されなければ、再度一般競争入札の公告を行う。		
修繕等	該当なし		
利用状況 (H21 年度)	特に利用なし。		
利用状況 (H20 年度)	特に利用なし。		



#### <経緯>

農水省種羊場白河支場として寄附受納した土地だが、現在は未利用地となっている。平成 21 年度に池下裏の 31,877 m<sup>2</sup>について一般競争入札公告を開始したが、地区内に県指定の絶滅危惧種が生息するとの情報が寄せられ、平成 22 年度に財産管理課で調査することになったため、一般競争入札を中止した。なお、調査には 2、3 年が必要なため、当該期間中には売却が不可能である。

#### <指摘>

当該物件の評価額は 139 百万円となっているが、平成 21 年の入札時の最低売却価格が 31,877 m<sup>2</sup>で 10,100,000 円である。現在の評価額は最低売却価格の 9.5 倍となっており、実態とかけ離れた評価額となっている。通常の評価額が実態に比して著しく不相当であるため、「公有財産評価替え要領」第 9 に基づいて、予定売却価格に基づく評価額とすべきである。

<意見>

現地調査を行ったところ当該地は市道の東西に面した土地であり、前述の入札手続においても、当初は応札した会社があったことから、売却可能性は認められる。ただし、絶滅危惧種の存在を調査した後となることから、処分が長期化するのはやむを得ないものと考えられるが、調査終了を待って引続き売却手続を進めていくべきである。

整理番号	普通財産 A29		
財産管理者	農林総務課		
財産名	のり仮植保全施設		
所在地	相馬市尾浜字蔵前 1		
取得年月日	土地	該当なし	建物 昭和 36 年 3 月 31 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	該当なし	建物 該当なし 3 件 工作物 5,439,300 円
当初保有 目的	松川浦漁場内にある他県へ販売用ののり種網や展開直後ののり網を、海水の高温化による発芽障害から回避するために、一時的に収容して被害防止を図る。		
現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・池井</li> <li>(1)潜堤:水張り・水位調整用の板をはめるガイド柱は、半数以上が崩壊、残存するものの表面が崩れガイド溝が全く見られない。</li> <li>(2)擁壁:概ね垂直に残る部分が総延長の 1/3 であるが、1~2mおきにクラックがある。内側に倒れている部分が 1/3、完全に崩壊が 1/3 見られた。</li> <li>・物置、のり仮植攪拌機は現在なし。</li> </ul>		
貸付先	該当なし		
月額賃料	該当なし		
今後の見込み	池井はかなり崩壊しており、使用するに当たってはかなりの修繕経費が見込まれる。仮に修繕したとしても、現在の松川浦の対象種は、当時主体で高温に弱い黒のりに代わって、高水温に強い青のりが主体となったことから、当初の目的での利用見込みは考えられない。		
修繕等	当時の目的、また、それ以外での有効利用策も考えられないことから、修繕等の必要性はない。		
利用状況 (H21 年度)	該当なし		
利用状況 (H20 年度)	該当なし		

<経緯>

松川浦漁場内ののり種網や展開直後ののり網を、海水の高温化による発芽障害からの被害防止を図るために設置された。しかし、平成 22 年 8 月の県の調査によると潜堤及び擁壁はかなり崩壊しており、物置及びのり仮植攪拌機は現存しない。

<意見>

現在、のり仮植保全施設は機能していない状態であり、既に多くの部分が崩壊、滅失しており、今後再建して使用するなどの利用策も考えられないとのことである。このまま設備を放置



しておくことは事故につながる可能性も否定できないため、残存部分の設備についても早期に撤去することが望ましい。

整理番号	行政財産 A13、行政財産 B8、普通財産 A35		
財産管理者	農業総合センター		
財産名	畜産研究所本所		
所在地	福島市荒井字地藏原 107 外		
取得年月日	土地	昭和 58 年 1 月 24 日	建物 昭和 45 年 10 月 30 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	457,926.99 m <sup>2</sup> 308,822,200 円	建物 791.92 m <sup>2</sup> 8,380,100 円 工作物 該当なし
当初保有 目的	土地は、畜産試験場敷地のため購入した。 建物は、当初、職員公舎として建築した。		
現況	土地は、県有林敷地(0011 団地の字地藏原 106-1)は山林であり、その他は採草放牧地である。 建物は、職員公舎であったが老朽化が激しく、入居者もいない、現在は管理建物として管理している。 (行政財産 A13:建物 434.16 m <sup>2</sup> 特別公舎 4 棟のうち 1 棟のみ使用中 4,679,500 円、普通財産 A35:建物 357.76 m <sup>2</sup> その他の建物(旧一般職員公舎) 6 棟全て使用していない 3,600,400 円)		
貸付先	土地:15 件(東北電力(株)福島支店ほか)		
月額賃料	土地:年額計 1,086,426 円		
今後の見込み	採草放牧地は、今後も継続した使用を見込んでいる。県有林敷地(0011 団地の字地藏原 106-1)も、防風林として今後も必要である。 管理建物については、現在老朽化が激しいため取壊しが望ましい。		
修繕等	該当なし		
利用状況 (H21 年度)	牧草:作付面積 24.7ha、収穫量 293.2t 飼料用トウモロコシ:作付面積 4.5ha、収穫量 141.9t		
利用状況 (H20 年度)	牧草:作付面積 26.2ha、収穫量 346.3t 飼料用トウモロコシ:作付面積 4.2ha、収穫量 103.9t		
備考	リストに掲載されている整理番号:行政財産 A13 の用途は職員公舎である。(面積等及び現在価額には含んでいるが、当初保有目的以下の項目の記入は現況を除き省略している。)		

#### <経緯>

土地は畜産試験場敷地のため購入し、最後に取得した土地は昭和 58 年 1 月 24 日に福島農地事務所より所管換えとなったものであり、建物は職員公舎として建築したものである。現在は、県有林敷地(0011 団地の字地藏原 106-1)の山林部分と、その他の採草放牧地に分かれる。

建物は、特別公舎は 4 棟中 1 棟のみ使用中であるが、老朽化が進んでいる。その他の建物 6 棟は一般職員公舎として使用していたものだが、老朽化が激しく入居者もいない状態であり、現在は管理建物として管理している。

#### <意見>

採草放牧地は、今後も継続した使用を見込んでおり、県有林敷地は防風林として今後も必要とのことであり、利活用に関して特に問題ないものとする。しかし、建物のうち職員公舎 6

棟 3,600,400 円については、老朽化が激しく入居者もないとのことであり、早急に撤去することが望ましい。

整理番号	普通財産A37、行政財産A14、行政財産B10		
財産管理者	農業総合センター		
財産名	畜産研究所養鶏分場		
所在地	郡山市富田町字満水田地内		
取得年月日	土地	平成19年3月30日	建物 昭和40年
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	3,905.92㎡ 64,009,400 円	建物 200.36㎡ 2,952,200円 工作物 該当なし
当初保有目的	土地は、当初一部を旧養鶏試験場敷地として、その他を旧農業試験場敷地として購入したが、平成19年3月30日に農林総務課より所管換えした。 建物は、昭和40年に職員公舎として建築したが、平成18年4月1日に管理建物に区分換えした。		
現況	一部の土地は、以前は近隣住民が生活道として利用していたが、現在は鳥インフルエンザ防疫対策として利用を認めていない。その他は、養鶏分場、県中家畜保健衛生所への進入路のため、職員、業者、近隣住民が利用している。 建物については、老朽化が激しく、入居希望者もないため管理建物として管理している。		
貸付先	該当なし		
月額賃料	該当なし		
今後の見込み	土地については現状のまま管理し、建物については老朽化が激しいため取壊しが望ましい		
修繕等	該当なし		
利用状況 (H21 年度)	交通量50台/日		
利用状況 (H20 年度)	交通量50台/日		





<経緯>

土地は当初一部を旧養鶏試験場敷地として、その他を旧農業試験場敷地として購入したが、平成 19 年 3 月 30 日に農林総務課より所管換えした。建物は、昭和 40 年に職員公舎として建築したが、平成 18 年 4 月 1 日に管理建物に区分換えした。

一部の土地は、以前は近隣住民が生活道として利用していたが、現在は鳥インフルエンザ防疫対策として利用を認めていない。その他は、養鶏分場、県中家畜保健衛生所への進入路のため、職員、業者、近隣住民が利用している。建物は老朽化が激しく入居希望者もいないため、管理建物として管理している。

<意見>

(老朽化した公舎建物の撤去)

監査人が現場視察した結果、地鶏に特化した業務内容に移行したことから、空いている鶏舎が多く利用度が低い状況である。また、5 棟ある公舎建物は 3 棟が普通財産、2 棟が行政財産となっているが、いずれも築 40 年以上経過しており老朽化が著しく入居者がおらず、今後の使用も見込めないことから、早急に撤去することが望ましい。

(土地の有効な利活用)

上表の財産は畜産研究所養鶏分場全体の一部であり、庁舎や鶏舎等の建物及び敷地は含まれていない。養鶏分場用地全体の敷地は 4.6ha の広さがあり、普通財産 A23、B4 の旧農業試験場本場跡地 (16.8ha) と隣接している。養鶏分場の西側には内環状線の延伸が予定されており、また、本場跡地の売却処分も含めた有効利用については郡山市と協議を進めている。

これらを総合的に判断すると、畜産研究所養鶏分場を移転して本場跡地と一体として処分することも、県有地の有効な利活用の方法として、十分検討に値するものとする。

整理番号	普通財産 A39				
財産管理者	水産種苗研究所				
財産名	水産種苗研究所(焼却炉)				
所在地	双葉郡大熊町大字夫沢字北台 205				
取得年月日	土地	該当なし	建物	該当なし	
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	該当なし	建物	該当なし	工作物 2件 717,100 円

整理番号	普通財産 A39
当初保有目的	へい死した試験魚等の焼却処分のために行政財産として設置。
現況	塩害による金属部の腐食等により劣化が進み故障頻度が高くなり、更に煙突が折れるなど、使用できない状況となったため、解体撤去に向けて用途を廃止した。
貸付先	該当なし
月額賃料	該当なし
今後の見込み	へい死魚の処分について、委託による焼却処分の方法に変更したことから、撤去処分を予定している。
修繕等	該当なし
利用状況 (H21 年度)	破損、故障により使用していない。
利用状況 (H20 年度)	平成20年4月まで、へい死魚発生の都度利用。平成20年5月以降、煙突破損、パーナー等故障により使用していない。

<経緯>

へい死した試験魚等の焼却処分のために設置したものだが、塩害による金属部の腐食等により劣化が進み故障頻度が高くなり、更に煙突が折れ、現状は使用不可能であり、解体撤去に向けて平成20年に用途を廃止したものの。

<意見>

平成20年5月以後使用しておらず、故障により今後の使用見込みもないため、早急に優先順位をつけて撤去することが望ましい。

整理番号	普通財産 A40、普通財産 B16		
財産管理者	内水面水産試験場		
財産名	内水面水産試験場(東関下養魚施設)		
所在地	耶麻郡猪苗代町大字壺楊字東関下 1377		
取得年月日	土地	昭和 41 年 3 月 29 日	建物 該当なし
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	2,920.00 m <sup>2</sup> 10,522,500 円	建物 該当なし 工作物 9 件 3,098,100 円
当初保有目的	養魚施設用地として使用 昭和 40 年に設置し、イワナ、ヤマメ種苗生産していた。		
現況	平成 9 年まで使用していたが、用途廃止後使用不能。 コンクリート水槽(3 面)		
貸付先	該当なし		
月額賃料	該当なし		
今後の見込み	可能であれば売却処分する。		
修繕等	該当なし		

整理番号	普通財産 A40、普通財産 B16
利用状況 (H21 年度)	該当なし
利用状況 (H20 年度)	該当なし

< 経緯 >

養魚施設用地として昭和 40 年に設置し、イワナ、ヤマメを種苗生産していたが、平成 9 年に用途廃止となり、普通財産となった。コンクリート水槽が 3 面あるが現在は使用不能である。

< 意見 >

工作物として計上されているコンクリート水槽は使用不能であることから、その評価額は 0 円とすべきである。また、土地は利用見込みがないため早期売却を図るべきである。

整理番号	普通財産 A42		
財産管理者	県中建設事務所		
財産名	中小企業賃貸住宅		
所在地	郡山市富久山町久保田字古町 250-1		
取得年月日	土地 平成 11 年 4 月 1 日	建物 昭和 41 年 3 月 22 日、昭和 53 年 3 月 25 日 昭和 55 年 2 月 13 日、昭和 55 年 4 月 1 日	
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地 該当なし	建物 788.88 m <sup>2</sup> 46,098,900 円	工作物 該当なし
当初保有目的	中小企業に勤務する従業員の住宅難を緩和する目的で、県が厚生年金保険積立金の還元融資を受けて住宅を建設し、中小企業者に貸し付けている住宅で、貸付料を完納すると貸付先に住宅を無償譲渡する。		
現況	貸付契約期間が昭和 53 年 4 月から平成 10 年 3 月の 20 年間となっているが、昭和 53 年前後より、経営不振に陥り貸付料の未納額が年々累積され、平成 10 年 3 月 30 日に平成 10 年 4 月から平成 20 年 3 月を契約期間とする変更契約を締結したが、その契約期間を過ぎた現在でも貸付料の返済が未了となっている。平成 22 年 7 月 31 日現在残額は 16,227,934 円。		
貸付先	当初契約 郡山市富久山町 有限会社 A 代表取締役 B 変更契約 郡山市富久山町 有限会社 A 代表取締役 C		
月額賃料	当初月額賃料 476,315 円 (現在返済月額 180,000 円)		
今後の見込み	現在は変更した月額 18 万円の返済を滞りながらも実施しているため、年間の返済額を確保するため、電話訪問等により督促する。 平成 20 年度返済額 86 万円、平成 21 年度返済額 90 万円、平成 22 年度返済額 54 万円(平成 22 年 7 月 28 日現在)		
修繕等	昭和 52 年建築の建物であり、老朽化が進んでいる。現在は建物内部等について有限会社 A の連帯保証人である D が修繕をしている。		
利用状況 (H21 年度)	12 戸中 11 戸入居 (平成 22 年 7 月 29 日現在入居者 12 戸中 8 戸)		

整理番号	普通財産 A42
利用状況 (H20 年度)	12 戸中 12 戸入居

<経緯>

中小企業の従業員の住宅難を緩和する目的で、県が厚生年金保険積立金の還元融資を受けて住宅を建設し、中小企業者に貸し付けている住宅である。貸付料を完納すると貸付先に住宅を無償譲渡することになる。

<意見>

貸付先の有限会社は昭和 55 年 12 月以後営業停止しており、現在は連帯保証人として当該有限会社の未納の貸付料にかかる債務を引継いだ保証人 D が、本件住宅各戸の賃貸借を行うとともに返済を行っている。ただし、本来月額 18 万円（年間 216 万円）返済すべきところ、最近 3 年間の平均返済額は 77 万円に過ぎず、家賃残額の 16 百万円の返済には 20 年を要するペースである。

延滞債権額は 16 百万円と多額であり、県としては延滞額の確実な支払を求めるべきである。なお、延滞債権の回収方法として、有限会社との建物の賃貸借契約を解除して無償譲渡を行わないこととして、県が入居者へ直接貸付けを行う方法も検討すべきである。

整理番号	普通財産 A43		
財産管理者	会津若松建設事務所		
財産名	会津若松建設事務所(旧県営住宅敷地)		
所在地	河沼郡会津坂下町白狐字北原甲 374-1		
取得年月日	土地	平成 17 年 9 月 8 日	建物 該当なし
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	2,592.36 m <sup>2</sup> 20,340,000 円	建物 該当なし 工作物 該当なし
当初保有 目的	平成 17 年 9 月 8 日、用途廃止。 県営住宅敷地		
現況	平成 18 年 3 月 28 日、会津坂下町へ公衆用道路敷地として 152.52 m <sup>2</sup> を譲与した。 現在は宅地が管理地となっている。		
貸付先	①東日本電信電話株福島支店 ②会津坂下町		
月額賃料	①年 6,000 円 ②無償貸付け		
今後の見込み	予定なし		
修繕等	該当なし		
利用状況 (H21 年度)	利用なし		
利用状況 (H20 年度)	利用なし		

<経緯>

県営住宅の敷地だったが、平成 17 年 9 月 8 日に用途廃止となり、現在は入札により売却を図っている。なお入札対象地の面積及び予定価格は以下のとおりである。

会津坂下町白狐字北原甲 374-1      1,572.63 m<sup>2</sup>      予定価格 12,080,000 円  
 会津坂下町白狐字北原甲 377-1      1,019.73 m<sup>2</sup>      予定価格 6,960,000 円

<意見>

平成 18 年より入札にかけているが、面積が広大なこともあり落札できない状態である。分筆による売却単位の引下げや価格引下げにより、早期売却を図るべきである。

<指摘>

上記の予定売却価格に対して現在の評価額は 3.1 倍であり、実態とかけ離れた評価額となっている。通常の評価額が実態に比して著しく不相当であるため、「公有財産評価替え要領」第 9 に基づいて、予定売却価格による評価とすべきである。

整理番号	普通財産 B18		
財産管理者	喜多方建設事務所		
財産名	旧水防用倉庫敷地		
所在地	喜多方市松山町鳥見山字間々下 6119-7		
取得年月日	土地	昭和 57 年 11 月 9 日	建物 該当なし
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	39.00 m <sup>2</sup> 230,200 円	建物 該当なし 工作物 該当なし
当初保有 目的	水防倉庫敷地とするため。		
現況	用途廃止 旧水防倉庫敷(雑種地)		
貸付先	喜多方市		
月額賃料	無償貸付け		
今後の見込み	当面は貸付けを継続するが、買受の勧奨を行っていく。		
修繕等	該当なし		
利用状況 (H21 年度)	消防ポンプ車庫		
利用状況 (H20 年度)	消防ポンプ車庫		

<経緯>

水防倉庫敷地として取得したものであるが用地廃止により昭和 57 年 11 月 9 日に普通財産となった。現在は喜多方市に消防ポンプの車庫として無償貸付けをしている。

<意見>

県としての利用見込みがないのであれば、現在使用している喜多方市への早期譲渡を図るべきである。

整理番号	普通財産 B19			
財産管理者	いわき建設事務所			
財産名	いわき失業対策事業所			
所在地	いわき市内郷宮町峰根 60-13, 60-14			
取得年月日	土地	昭和 52 年 4 月 1 日	建物	該当なし
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	8,075.76 m <sup>2</sup> 559,600 円	建物	該当なし
当初保有 目的	いわき失業対策事業のため取得。			
現況	平成 12 年 11 月 20 日で失業対策事業終了のため、用途廃止した。			
貸付先	該当なし			
月額賃料	該当なし			
今後の見込み	当該県有地は他の所有者に囲まれた飛び地であり、山林も含まれていることから、現在のままでの利活用は困難な状況となっている。			
修繕等	該当なし			
利用状況 (H21 年度)	特に利用していない。			
利用状況 (H20 年度)	特に利用していない。			



<経緯>

いわき失業対策事業のために取得したが、平成 12 年 11 月 20 日で失業対策事業終了のため、用途廃止した。

<意見>

当該物件は山林の中の比較的平坦な土地であるが、現地調査を行った結果、現地への進入経路は未舗装の山道を行かなければならず、宅地等としての利用・売却は不可能と考えられる。



しかし、県としての利用見込みがないのであれば、早期売却を図るべきであるため、隣地の地権者への購入の働きかけなどを検討すべきである。

整理番号	普通財産 A46、普通財産 B20				
財産管理者	財務課				
財産名	平上荒川県有地				
所在地	いわき市平荒川字長尾 116-3				
取得年月日	土地	平成 17 年 9 月 8 日	建物	該当なし	
(H22.3.31 現在) 面積・価額		111.06 m <sup>2</sup>			
(普通財産 A46)	土地	4,717,400 円	建物	該当なし	工作物 該当なし
(普通財産 B20)	土地	1,171.01 m <sup>2</sup> 49,738,900 円	建物	該当なし	工作物 該当なし
当初保有 目的	国立福島工業高等専門学校の誘致のための関連用地 昭和 37 年に上記高専を開校。				
現況	いわき市道及び高専の排水路、道路等として使用				
貸付先	該当なし				
月額賃料	該当なし				
今後の見込み	引き続き処分等の有効活用を検討していく。				
修繕等	該当なし				
利用状況 (H21 年度)	管理地				
利用状況 (H20 年度)	管理地				

#### <経緯>

国立福島工業高等専門学校の誘致のため、主に当時の学校敷地予定地内の地権者への代替地として県が購入した土地である。現況は財産管理課の管理地は水路及び市道となっており、教育庁所管分については、排水路又は市道となっている。

#### <指摘>

現在の土地の評価額は地目と面積を基に近隣地の固定資産税評価額を適用しているものだが、土地の形状や利用状況からすると総額 240 百万円（単価 36 千円/m<sup>2</sup>）がというのは実態からかけ離れているものとする。道路部分や更地部分を除き、「公有財産評価替え要領」第 9 に基づいて、大幅に評価を引き下げるべきである。

<意見>

道路及び排水路は主にいわき市が市道敷などで占有している状況となっているため、払下げを検討しているとのことである。県での利活用は考えられない状態であるため、早期処分を図るべきである。

なお、自治体への貸与は無償となるが、譲渡する場合は原則有償譲渡となる。また、今回の包括外部監査において財産管理課 26 として計上されている部分も隣接地であり、ほぼ同様の使用状況であることから、一括して管理者であるいわき市へ譲渡することが望ましいものと考えられる。

整理番号	普通財産 A48		
財産管理者	県南教育事務所		
財産名	県南教育事務所(旧西郷養護学校公舎敷地)		
所在地	西白河郡西郷村大字小田倉字上野原 433-A		
取得年月日	土地	昭和 42 年 11 月 29 日	建物 該当なし
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	251.32 m <sup>2</sup> 5,175,100 円	建物 該当なし 工作物 該当なし
当初保有 目的	西郷養護学校長公舎敷地のため取得(当初管理:西郷養護学校)。 公舎は昭和 56 年に建設し、平成 17 年に普通財産を区分。		
現況	西郷養護学校長公舎敷地に接続する管理地として管理している。		
貸付先	該当なし		
月額賃料	該当なし		
今後の見込み	道路に接続していない土地であるため、当面は管理地として管理を行っていく。 なお、道路に接続している部分は公舎敷地のため普通財産(区分:職員公舎)としている。		
修繕等	該当なし		
利用状況 (H21 年度)	利用なし		
利用状況 (H20 年度)	利用なし		

<経緯>

西郷養護学校長公舎敷地のため取得して公舎は昭和 56 年に建設したが、平成 17 年に上表の部分を公舎敷地とは別な財産として区分したものの。ただし、登記簿謄本を確認したところ、小田倉字上野原 433 の土地面積は 580.73 m<sup>2</sup>であり、西郷養護学校長公舎敷地と当該普通財産の土地は分筆されていない。

<意見>

上表の土地は直接公道に接続していないことから、売却等は困難である。このような状況からすれば、公舎の土地建物として別途普通財産に計上されている部分と区分する意義は乏しく、一体として管理すれば足りるものとする。

整理番号	普通財産 A49		
財産管理者	会津教育事務所		
財産名	会津教育事務所(城西教職員公舎物置)		
所在地	会津若松市城西町 363-1		
取得年月日	土地	該当なし	建物 昭和 61 年 2 月 27 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	該当なし	建物 56.58 m <sup>2</sup> 7,080,100 円 工作物 該当なし
当初保有 目的	城西教職員公舎の物置等として設置。		
現況	城西教職員公舎の物置等として利用。		
貸付先	該当なし		
月額賃料	該当なし		
今後の見込み	城西教職員公舎の物置等として利用。		
修繕等	該当なし		
利用状況 (H21 年度)	城西教職員公舎の物置等として利用。		
利用状況 (H20 年度)	城西教職員公舎の物置等として利用。		
コメント	電算上の不具合により当該建物のみ別枠となっているが、城西教職員公舎の土地の建物として財産管理課で修正する。		

#### < 経緯 >

当初取得時より城西教職員公舎の物置等として設置されたものであり、現在も同一用途で使用されている。公有財産表上の住所は「会津若松市追手町 7-5」となっているが、正しい住所は財産台帳上の「会津若松市城西町 363-1」である。

#### < 指摘 >

財産台帳上では城西教職員公舎の建物として管理されているが、公有財産表を作成する際に、物置についてのみ電算処理の不具合により別の住所として記載されたものとのことである。今後同表を作成する際は、このような誤りがないよう、電算入力結果が正しく反映されているかについて、事後確認を行うようにすべきである。

整理番号	普通財産 B21		
財産管理者	田島高等学校		
財産名	田島高等学校(旧田島高校実習畑用地)		
所在地	南会津郡南会津町田島字田部原 260		
取得年月日	土地	昭和 31 年 9 月	建物 該当なし

整理番号	普通財産 B21		
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地 32,105.71 m <sup>2</sup> 27,453,300 円	建物 該当なし	工作物 該当なし
当初保有 目的	土地は田島町より寄附受納。 学校実習畑として取得した。		
現況	農林科の廃止により農地として使用しなくなったため用途廃止。 平成 18 年 7 月より財団法人福島県農業振興公社を通じて、近隣農家に貸し付けている。		
貸付先	個人農家		
月額賃料	年 44,927 円		
今後の見込み	平成 22 年 11 月で契約期間が満了となるため、再契約を締結する見込みである。		
修繕等	該当なし		
利用状況 (H21 年度)	牧草畑として利用されている。		
利用状況 (H20 年度)	牧草畑として利用されている。		

#### <経緯>

田島町より寄附受納を受けた土地であり、当初は学校実習畑として取得したが、農林科の廃止により農地として使用しなくなったため用途廃止したもの。平成 18 年 7 月より財団法人福島県農業振興公社を通じて、旧田島町の標準小作料を基準とした賃料により、近隣農家に貸し付けている。

#### <指摘>

当物件の平成 21 年 3 月末の評価額は 427,769,700 円であったが、平成 22 年 3 月末には 27,453,300 円と大幅に引下げられている。土地の<sup>ほとんど</sup>殆どが農地であることから、実勢価格を踏まえると、平成 21 年 3 月末までの評価額には誤りがあった可能性が高い。適切な評価であったかどうか再確認し、再発防止策を検討することが望ましい。

#### <意見>

県としての利用見込みがなく、かつ、農地以外に転用することが困難であれば、・福島県農業振興公社を通じて、利用者への売却処分を図るべきである。

整理番号	普通財産 A51		
財産管理者	会計課		
財産名	会計課管理地		
所在地	福島市古川 1		
取得年月日	土地 昭和 27 年 2 月 1 日	建物 該当なし	
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地 2,646.81 m <sup>2</sup> 86,675,000 円	建物 該当なし	工作物 該当なし

整理番号	普通財産 A51
当初保有目的	職員公舎敷地のため取得。
現況	更地
貸付先	①東日本電信電話株式会社 ②東北電力株式会社
月額賃料	合計 16,500 円/年
今後の見込み	現在のところ、利用計画なし。
修繕等	該当なし
利用状況 (H21 年度)	特に利用していない
利用状況 (H20 年度)	特に利用していない
コメント	当該県有地は、道路に接していない袋地となっているため、売却困難となっている。 また、現在は計画が進んでいないが、隣接する県有地とともに道路用地となる可能性もあり、現状維持としている。



<経緯>

もともとは県の職員公舎敷地であったが、現況は更地となっている。公道には直接面しておらず、袋地のため、現況での売却は困難な状態である。

<意見>

当物件は財産管理課が所管する土地（財産管理課 38）の隣接地であり、財産管理課所管地 2,189.73 ㎡の一部は福島市の都市計画道路予定地となっている。隣接地に道路が敷設された場合には土地の価値は大幅に上昇すると考えられ、単体ではなく隣接地と一体での売却を検討すべきである。当面は利活用の手段がないのであれば、隣地とともに財産管理課が一括管理すべきと考える。

整理番号	普通財産 A52-1
財産管理者	二本松警察署
財産名	職員公舎物置
所在地	二本松市小沢字陣場 45

整理番号	普通財産 A52-1		
取得年月日	土地	該当なし	建物 昭和 58 年 3 月 18 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	該当なし	建物 3.34 m <sup>2</sup> 40,600 円 工作物 該当なし
当初保有 目的	土地は二本松市から借入れ。 駐在所用物置として使用するため。		
現況	平成 18 年 3 月 29 日に駐在所廃止に伴い、現在は職員公舎物置として使用している。		
貸付先	二本松警察職員		
月額賃料	6,120 円(職員公舎入居料)		
今後の見込み	職員公舎(上川崎単独職員公舎)物置として使用する。		
修繕等	該当なし		
利用状況 (H21 年度)	職員公舎(上川崎単独職員公舎)物置として使用。		
利用状況 (H20 年度)	職員公舎(上川崎単独職員公舎)物置として使用。		
コメント	当該物置は、財産区分を「職員公舎」とすべきものであったが、「その他の施設」としていた。平成 22 年 8 月 2 日付で財産異動報告書により区分を「職員公舎」へ訂正。		

<経緯>

以前は駐在所の物置として使用していたが、平成 18 年 3 月 29 日に駐在所廃止に伴い、現在は上川崎単独職員公舎の物置として使用している。

<指摘>

平成 18 年 3 月の駐在所廃止による用途変更時に財産区分を「職員公舎」とすべきところ、「その他の施設」としていたもの。平成 22 年 8 月 2 日付で財産異動報告書により区分を「職員公舎」へ訂正したとのことだが、建物の用途変更があった時点において遅滞なく財産区分の変更を行う必要がある。

整理番号	普通財産 A52-2		
財産管理者	二本松警察署		
財産名	駐在所工作物		
所在地	二本松市渋川字上払川 80-8		
取得年月日	土地	該当なし	建物 昭和 44 年 11 月 30 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	該当なし	建物 該当なし 工作物 4 件 245,700 円
当初保有 目的	土地は二本松市より借入れ。 駐在所工作物として取得。		

整理番号	普通財産 A52-2
現況	駐在所廃止により、現在建物及び工作物はない(現在、滅失登記申請準備中)。 また、二本松市から土地の借用は行っていない。
貸付先	該当なし
月額賃料	該当なし
今後の見込み	現地は二本松市の土地であり、現在は借用していない。
修繕等	該当なし
利用状況 (H21 年度)	利用なし
利用状況 (H20 年度)	利用なし
コメント	平成 22 年 7 月に滅失登記申請を行い、登記後、財産移動報告書により「用途廃止」予定。

<経緯>

以前は駐在所の工作物が存在したが、平成 18 年 3 月 29 日に駐在所廃止しており、現時点では工作物は存在しない。平成 22 年 7 月 9 日付けで滅失登記申請を行っており、登記完了後に財産移動報告書により用途廃止とする予定である。

<指摘>

平成 18 年 3 月の駐在所廃止に伴う建物及び施設の撤去時に本件工作物の用途廃止処理が洩れ<sup>も</sup>れていたもの。平成 22 年 7 月 9 日付けの滅失登記完了後に用途廃止処理予定とのことだが、建物の撤去等があった時点において、滅失登記及び用途廃止の財産移動報告を遅滞なく行い、台帳上の財産区分を変更する必要がある。

整理番号	普通財産 A53-1		
財産管理者	猪苗代警察署		
財産名	職員公舎		
所在地	耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字家北 798-1		
取得年月日	土地	該当なし	建物 昭和 55 年 3 月 31 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	該当なし	建物 100.95 m <sup>2</sup> 2,051,900 円
			工作物 6 件 267,700 円
当初保有 目的	土地は、猪苗代町から借入れ。 翁島駐在所新築のため。		
現況	平成 4 年 7 月 31 日に駐在所廃止に伴い、区分換えし単独普通公舎(翁島職員公舎)として使用。		
貸付先	猪苗代警察職員		
月額賃料	5,890 円(職員公舎入居料)		
今後の見込み	単独普通公舎(翁島職員公舎)として使用する。		

整理番号	普通財産 A53-1
修繕等	築 30 年となり老朽化しており、リフォームが必要。
利用状況 (H21 年度)	単独普通公舎(翁島職員公舎)として使用。
利用状況 (H20 年度)	単独普通公舎(翁島職員公舎)として使用。
コメント	工作物は、電気設備、給水設備、ガス設備など 平成 22 年 7 月 9 日に財産移動報告書により区分を「その他の施設」から「職員公舎」に訂正。

<経緯>

平成 4 年 7 月 31 日に駐在所廃止に伴い、区分換えし単独普通公舎（翁島職員公舎）として使用している。

<指摘>

建物の区分変更時の平成 4 年 7 月において財産区分を「職員公舎」とすべきところ、「その他の施設」としていたもの。平成 22 年 7 月 9 日付の財産異動報告書により区分を「職員公舎」へ訂正したとのことだが、建物の区分変更時点における財産区分の適切な管理が必要である。

整理番号	普通財産 A53-2		
財産管理者	猪苗代警察署		
財産名	署長公舎車庫		
所在地	耶麻郡猪苗代町字御三壇 4054-1		
取得年月日	土地	該当なし	建物 平成 16 年 3 月 19 日
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	該当なし	建物 16.04 m <sup>2</sup> 858,200 円 工作物 1 件 23,300 円
当初保有 目的	土地は、猪苗代町から借入れ。 署長公舎車庫のため。		
現況	署長公舎車庫として使用。		
貸付先	猪苗代警察署		
月額賃料	6,220 円(職員公舎入居料)		
今後の見込み	署長公舎車庫として継続使用。		
修繕等	該当なし		
利用状況 (H21 年度)	署長公舎車庫として使用。		
利用状況 (H20 年度)	署長公舎車庫として使用。		
コメント	工作物は、電気設備。 平成 22 年 8 月 2 日に財産移動報告書により区分を「その他の施設」から「職員公舎」に訂正。		



<経緯>

平成 16 年 3 月 19 日の建設時より猪苗代警察署の署長公舎車庫として使用している。

<指摘>

建設時の財産登録の区分誤りである。平成 22 年 8 月 2 日に財産移動報告書により区分を「その他の施設」から「職員公舎」に訂正したとのことだが、建物の取得時における財産区分の適切な管理が必要である。

### (3) 行政財産

行政財産のうち、実態調査を行った結果、指摘又は意見がある物件、並びに視察対象物件を、以下のとおり記載する。

なお、記載の順序は、福島県行政機構図の部局の配列によっているものであり、問題の重要度との関連はない。また、各物件の表中の土地、建物等の面積及び価額は平成 22 年 3 月 31 日現在の数値である。

整理番号	行政財産 A16					
財産管理者	総務課					
財産名	ふくしま自治研修センター					
所在地	福島市荒井字地蔵原乙 15-1, 26-15B					
取得年月日	土地	平成元年 4 月 1 日	建物	平成元年 4 月 1 日、平成 3 年 12 月 6 日		
面積・価額 (H22.3.31 現在)	土地	53,486.12 m <sup>2</sup> 988,188,000 円	建物	10,950.64 m <sup>2</sup> 1,279,172,400 円	工作物	59 件 278,062,600 円
当初保有 目的	農業短期大学校(矢吹町に移転)の敷地として畜産試験場から所管換え。					
現況	県内地方公共団体職員を対象とする研修施設として使用している。					
貸付先	該当なし					
月額賃料	該当なし					
今後の見込み	今後も研修施設として継続して使用する。					
修繕等	建物の老朽化による修繕工事が必要となっている。 平成 21 年度実績額:42,720,000 円					
利用状況 (H21 年度)	研修受講者数:5,792 人/年(年間 6,000 人前後で推移している。)					
利用状況 (H20 年度)	研修受講者数:5,884 人/年					
コメント	工作物は、電気設備、空調設備、給排水設備等					